

令和3年1月12日

各 位

鎌倉商工会議所

## 緊急事態宣言に伴う業務体制について

(テレビ会議で金融・経営相談実施)

各種報道で皆様ご存じのように、新型コロナウイルス感染症が国内でも急増する状況を受け、1月7日に緊急事態宣言が発令されました。

これを受けて当商工会議所では感染症リスクの縮小を図るため、職員の一部を在宅勤務にしています。

そのため、同宣言が解除されるまでの間、各種対応などにお時間を頂く場合がございますが、通常とほぼ同じ業務を行っております。

当所での相談にあたっては消毒液・非接触型検温機の設置や飛沫感染を防ぐため相談者との間にアクリルボードを設けて対応しておりますが、マスクは必ずご着用ください。

新型コロナウイルスに関する相談窓口は引き続き開設して経営支援を行っております。

なお、万一今後感染が拡大して当所を閉鎖せざるを得ない場合に備えて電話による相談のほか、経営指導員全員がパソコンやスマートフォンを介したテレビ会議で対応する環境も整っています。顔を見ながら、また資料を見ながらの金融・経営相談ができますのでご活用いただきますようお願いいたします。

鎌倉商工会議所 連絡先

総務課 0467(23)2561

中小企業振興課 0467(23)2562

中小企業支援課 0467(23)2563 (金融・経営相談)